

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定

19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正

(目的及び設置)

第1条 地域生活支援事業実施要綱(障発第0801002号)に基づき障害者等が地域において障害福祉サービスを利用して自立した生活を営むことができるように、地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行うとともに、障害者相談支援事業を円滑に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業における困難事例等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) その他地域の障害福祉の増進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 1名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 会議の運営を補佐するため、協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員及び幹事以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。
- 3 部会は、会長の指名する者をもって構成する。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。
- 7 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することが出来る。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議・運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
社会復帰・ 就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援 事業者関係	区内東京都指定相談支援事業者	3名以内
障害者支援 施設関係	区内障害者支援施設	4名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部長 保健衛生部長 知的障害者福祉司 身体障害者福祉司 精神保健相談員（保健師）
--------	--

別表第3（第6条関係）

区職員 幹事	福祉部障害福祉課長 福祉部福祉センター所長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 障害者就労支援センター所長
--------	---

文京区障害者地域自立支援協議会 委員名簿

※○は新メンバー

設置要綱第3条の順

役職名		委員名	所属機関・団体・施設名
会長		高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
副会長		古川 俊一	東京大学医学部附属病院 リハビリテーション部 助教
		吉田 美奈子	文京区身体障害者相談員
	○	井原 恵子	文京区社会福祉協議会 事務局次長
	○	小森谷 雅弘	文京区民生委員・児童委員協議会 駒込地区会長
	○	増岡 登志子	飯田橋公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官
	○	柳田 礼子	東京都立精神保健福祉センター 調査係
		安達 勇二	あせび会支援センター 施設長
		森田 妙恵子	(有)トチギ介護サービス 取締役
		瀬川 聖美	(社福)本郷の森 銀杏企画Ⅰ 所長
		松下 功一	(社福)文京槐の会 サービス管理責任者
		三股 金利	文京区立大塚福祉作業所 施設長
		行成 裕一郎	エナジーハウス 所長

(区側委員)

		竹澤 正美	福祉部長
		宮本 眞理子	保健衛生部長
	○	佐藤 祐司	知的障害者福祉司
		大久保 延広	身体障害者福祉司
		國村 紀子	精神保健相談員(保健師)

(区側幹事)

		椎名 裕治	障害福祉課長
		新名 幸男	福祉センター所長
		石原 浩	予防対策課長
	○	深山 紀子	保健サービスセンター所長
		石澤 清光	障害者就労支援センター所長

文京区障害者地域自立支援協議会 相談支援専門部会委員名簿

※○は新メンバー

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
副会長	古川 俊一	東京大学医学部附属病院 リハビリテーション部 助教

委員	安達 勇二	あせび会支援センター 施設長
〃	池上 啓喜	障害者地域自立生活支援センター
〃	江澤 嘉男	文京槐の会 施設長
〃	賀藤 一示	文京区知的障害者相談員
〃	森田 妙恵子	(有)トチギ介護サービス 取締役
〃	行成 裕一郎	エナジーハウス 所長
〃	○横森 優	文京区社会福祉協議会
〃	吉田 美奈子	文京区身体障害者相談員
区 委員	○佐藤 祐司	知的障害者福祉司
〃	大久保 延広	身体障害者福祉司
〃	國村 紀子	精神保健相談員(保健師)
〃	椎名 裕治	障害福祉課長
〃	新名 幸男	福祉センター所長
〃	石原 浩	予防対策課長

事務局	井上 アヤ乃	障害福祉課
-----	--------	-------

文京区障害者地域自立支援協議会 就労支援専門部会委員名簿

※○は新メンバー

役職名		委員名	所属機関・団体・施設名
会長		高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
副会長		古川 俊一	東京大学医学部附属病院 リハビリテーション部 助教

幹事委員	○	増岡 登志子	飯田橋公共職業安定所 統括職業指導官
〃		石橋 綾	東京大学医学部デイホスピタル
〃		大野 哲也	都立文京盲学校
〃		田中 正	銀杏企画三丁目
〃		高橋 知子	都立王子特別支援学校
〃		行成 裕一郎	エナジーハウス 所長
〃		堀金 兼太郎	大塚福祉作業所
〃		横尾 瑩子	ワークショップやまどり
区 幹事委員		椎名 裕治	障害福祉課長

委員		安達 謙	筑波大学視覚特別支援学校
〃		池上 啓喜	障害者地域自立生活支援センター
〃		宇佐美 太郎	筑波大学大塚特別支援学校
〃	○	児玉 順子	東京障害者職業センター
〃		栗原 光弘	動坂地域活動支援センター
〃		小林 美千代	桐親会 工房わかざり
〃		瀬川 聖美	本郷の森 銀杏企画Ⅰ所長
〃		須藤 岳人	小石川福祉作業所
〃	○	鈴木 督	都立北特別支援学校
〃		藤倉 智佳子	東京カリタスの家
〃	○	工藤 亜紀	銀杏企画Ⅱ
〃	○	平田 智美	都立葛飾ろう学校
〃		山崎 啓	文京福祉センター
〃		米田 直子	あせび会支援センター
区 委員	○	佐藤 祐司	知的障害者福祉司
〃		大久保 延広	身体障害者福祉司
〃		國村 紀子	精神保健相談員
〃		石山 道子	保健サービスセンター保健指導係長
〃		山岸 浪子	(本郷支所)保健サービスセンター主査

事務局		石澤 清光	障害者就労支援センター所長
〃		石井 裕子	障害者就労支援センター
〃		田中 真澄	障害者就労支援センター

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

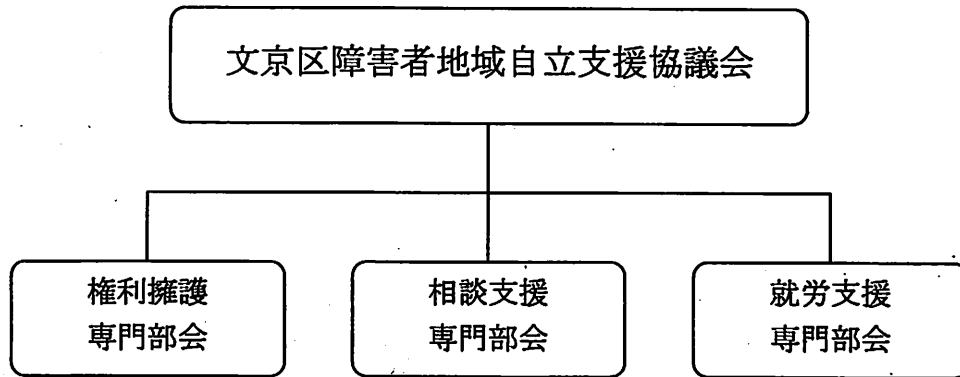
※○は新メンバー

役職名		委員名	所属機関・団体・施設名
会長		高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
副会長		古川 俊一	東京大学医学部附属病院 リハビリテーション部 助教

委員	○	横森 優	文京区社会福祉協議会権利擁護センター長
"		瀬川 聖美	(社福)本郷の森 銀杏企画 I 所長
"		三股 金利	大塚福祉作業所施設長
"	○	松友 了	社会福祉士
"		菅野 則子	弁護士
"	○	井原 恵子	文京区社会福祉協議会 事務局次長
"		松下 功一	文京槐の会 サービス管理責任者
区 委員		椎名 裕治	障害福祉課長
"		大久保 延広	身体障害者福祉司
"	○	佐藤 祐司	知的障害者福祉司
"	○	深山 紀子	保健サービスセンター所長
"		石山 道子	保健サービスセンター保健指導係長

事務局		横森 優	文京区社会福祉協議会
-----	--	------	------------

文京区障害者地域自立支援協議会の体制について



協議会：地域の課題について、地域の関係者が情報共有・協議する場
専門部会で協議する事項を示し、専門部会からの提案等について、協議会全体の意思確認を行う。

専門部会：それぞれの課題ごとに、調査研究や検討、情報交換を行う場
相談支援（障害者の相談支援全般）
権利擁護（障害者の権利擁護）
就労支援（障害者の就労に関する相談や支援内容等）

3 地域自立支援協議会の設置状況

平成23年4月1日現在

	設置状況					全体会の設置状況		専門部会の設置状況		
	設置済	設置年月	未設置(23年度設置予定)	未設置(24年度以降設置予定)	設置予定なし	委員数	年間開催回数	専門部会名(設置年月)	委員数	年間開催回数
千代田区	○	H21年 3月				11	2回/年(予定)	相談支援部会 就労支援部会	5名 6名	①・②年2回
中央区	○	H19年10月				15	4回/年	①障害者(児)サービス部会 ②地域移行促進・居住環境整備部会 ③就労支援体制強化部会	各7名	6回/年
港区	○	H19年10月				18	3回/年	①相談支援部会(H22. 4) ②就労支援部会(H22. 4) ③地域生活支援部会(H22. 4)	①13事業所 ②13機関 ③16事業所	①10回/年 ② 2回/年 ③ 6回/年
新宿区	○	H19年 3月				14	2回/年	①社会資源・ネットワーク部会(H19. 3) ②支援技術開発部会(H19. 3)	①7名②5名	①2回/年②2回/年
文京区	○	H20年 3月				23	2回/年(予定)	①相談支援専門部会(H20. 3) ②権利擁護専門部会(H21. 7) ③就労支援専門部会(H21. 7)	①14名 ②12名 ③28名	①4回/年(予定) ②4回/年(予定) ③4回/年(予定)
台東区	○	H20年 3月				13	3回/年	①就労部会(H20. 6) ②相談支援部会(H20. 6) ③くらしの部会(H23. 4)	①11名 ② 8名 ③11名	①12回/年 ②12回/年 ③12回/年
墨田区	○	H19年11月				25	2回/年	①卒後対策部会 ②ケース・サービス検討会 ③障害福祉計画部会	①11名 ②10名 ③15名	①3回/年 ②1回/年 ③4回/年
江東区	○	H20年 3月				16	2回/年	①相談支援部会 ②精神部会	①②必要に応じて決定	①・②年 6回(予定)
品川区	○	H20年 3月				14	2回程度/年	①相談支援部会②就労支援部会③社会資源強化推進部会④日常生活用具検討部会	①10名②9名 ③11名④8名	①②③年 3回④随時
目黒区	○	H21年 2月				18	3回/年(予定)	①就労支援部会(H21. 6) ②生活支援部会(H21. 6)	①13名 ②18名	①5回/年(予定) ②5回/年(予定)
大田区	○	H20年 7月				22	3回/年	①相談支援部会 ②防災部会 ③精神障害者の就労支援部会 ④障害福祉情報サービス部会	①15名②10名 ③10名④14名	①9回/年②10回/年 ③9回/年④9回/年
世田谷区	○	H19年10月				31	3回/年			
渋谷区				○		未定				
中野区	○	H20年 2月				19	6回/年	①相談支援部会(H20. 2) ②地域生活支援部会(H21. 5) ③就労支援部会(H21. 5)	①17名 ②14名 ③13名	①10回/年 ②11回/年 ③10回/年
杉並区	○	H19年 4月				19	3回/年	①相談支援部会 ②地域移行促進部会	①13名 ②16名	① 5回/年 ② 3回/年
豊島区	○	H19年11月				15	4回/年	①相談支援部会(H21. 6) ②就労支援部会(H20. 5) ③地域移行支援部会(H21. 6) ④防災部会(H23. 5)	①6名②7名 ③8名④9名	各4回/年
北区	○	H21年 3月				10	2回/年	①地域生活支援部会(H22. 4) ②ケースマネジメントモデル作成部会(H22. 4)	①12名③3名	①5回/年②5回/年
荒川区			○			未定				
板橋区	○	H19年11月				15	3回/年	①相談支援部会(H23. 8) ②就労支援部会(H23. 8) ③障がい児部会(H23. 8) ④障がい当事者部会(H23. 8)	①17名②18名 ③12名④10名 (予定人数)	各3～4回程度/年
練馬区	○	H19年12月				22	3回/年	地域生活支援センター部会(H20・12)	特に決めてない	随時
足立区	○	H19年 3月				22	3回/年	①高次脳機能障害関係機関連絡会(H20. 10) ②足立区就労支援機関担当者会(H20. 10) ③足立区障害福祉施設連絡会(H20. 10) ④足立区発達支援機関連絡会(H20. 10) ⑤足立区障害者施設作業ネットワーク会(H20. 10) ⑥精神保健福祉情報ネットワーク会(H20. 10) ⑦地域移行促進部会(H21. 3)	① 29団体 ② 22団体 ③ 36団体 ④155団体 ⑤ 34団体 ⑥ 76団体 ⑦ 9団体	① 3回/年 ②12回/年 ③ 1回/年 ④ 3回/年 ⑤12回/年 ⑥ 3回/年 ⑦ 3回/年
葛飾区	○	H19年 8月				20	2回/年	①身体・知的障害者就労及び相談支援部会 ②精神障害者就労及び相談支援部会	①12名 ②12名	① 5回/年 ②11回/年
江戸川区	○	H20年 4月				22	3回/年			
八王子市	○	H23年 3月				25	3回/年	差別禁止条例案検討部会	19名	12回/年
立川市	○	H20年 1月				17	3回/年	①生活部会(H20. 5)②就労部会(H20. 5) ③精神部会(H22. 4)	①7名②6名③4名	各6回/年
武蔵野市	○	H20年 1月				9	6回/年	①はたらく部会 ②くらす部会 ③権利擁護部会 ④相談支援部会 ⑤障害当事者部会	①1名 ②2名 ③1名 ④3名 ⑤2名	月1回程度

	設置状況				全体会の設置状況		専門部会の設置状況			
	設置済	設置年月	未設置(23年度設置予定)	未設置(24年度以降設置予定)	設置予定なし	委員数	年間開催回数	専門部会名(設置年月)	委員数	年間開催回数
三鷹市	○	H19年11月				44	3回/年	①相談支援部会(H20.5) ②就労支援部会(H20.5) ③地域生活支援部会(H20.5) ④療育・教育支援部会(H20.5)	①9名 ②12名 ③15名 ④7名	各6回/年
青梅市	○	H20年10月				17	4回/年	①障害者への理解と啓発(H22.5) ②相談・緊急対応策の作成(H22.5) ③子ども健全育成(H22.5) ④日中活動・居住支援(H22.5)	①4名 ②4名 ③4名 ④4名	①4回②6回③4回④5回
府中市	○	H20年1月				18	3回/年	①児童部会(H23.8) ②青年部会(H23.8) ③壮年・老年部会(H23.8)	①5名②7名 ③6名	月1回程度
昭島市	○	H18年6月				12	5回/年	地域支援会議	6名	12回/年
調布市	○	H19年3月				22	3回/年	①ちょうふだぞうキョウキョウグループ(H21.4) ②ドルテューキョウキョウグループ(H21.4) ③希望ヶ丘キョウキョウグループ(H21.4)	①8名 ②9名 ③13名	①4回/年 ②4回/年 ③4回/年
町田市			○			未定				
小金井市	○	H20年1月				13	12回/年			
小平市	○	H20年5月				14	4回/年	①幹事会(H20.5) ②地域移行支援部会(H21.9)	①9名②9名	①8回/年 ②4回/年
日野市	○	H19年2月				15	2回/年	①相談支援部会(H20.3) ②就労支援部会(H23.3)	①11名 ②10名	①②6回/年
東村山市			○			未定				
国分寺市	○	H19年3月				11	4回/年	①居宅部会(H22.7.7) ②相談支援部会(H22.6.25)	①29名 ②22名	①2回/年 ②2回/年
国立市			○			未定				
福生市	○	H23年4月				10	6回程度/年			
狛江市	○	H22年7月				17	3回/年(予定)			
東大和市	○	H22年3月				15	4回/年(予定)			
清瀬市	○	H20年3月				16	2回/年			
東久留米市			○			未定				
武蔵村山市	○	H22年11月				20	4回/年			
多摩市	○	H23年5月				13人	4回/年(予定)			
稲城市	○	H19年8月				11	6回/年			
羽村市	○	H21年11月				14人	2回/年	①相談支援部会(22年2月) ②就労支援部会(22年2月)	①9名②8名	①3回/年②3回/年
あきる野市	○	H20年4月				18	3回/年	①訪問系サービス部会 ②日中活動・入所系サービス部会 ③居住系サービス部会 ④障害児者の親の会・家族会部会 ⑤当事者団体部会 ⑥就労支援部会 ⑦精神保健福祉部会 プロジェクトチーム ・子供支援 ・相談支援	特に決めてない	3回～10回/年
西東京市	○	H19年5月				10	8回/年	①施策部会 ②相談支援事業部会	①5人②5人	①10回/年②10回/年
瑞穂町			○			未定				
日の出町	○	H20年3月				12	2回/年	①こども部会 H20.11 ②くらし部会 H20.11 ③しごと部会 H20.11 ④相談部会 H22.5	①8人 ②12人 ③10人 ④9人	①4回/年 ②6回/年 ③6回/年 ④5回/年
檜原村			○			未定				
奥多摩町	○	H23年3月				11人	2回			
大島町				○		未定				
利島村				○		未定				
新島村				○		未定				
神津島村			○			未定				
三宅村				○		未定				
御蔵島村				○		未定				
八丈町				○		未定				
青ヶ島村				○		未定				
小笠原村				○		未定				

2) 地域自立支援協議会のステップアップ指標 (案)

この判断基準を参考にしながら、地域自立支援協議会のステップアップ指標 (案) を以下に示します。

表6-1: 地域自立支援協議会のステップアップ指標 (案)

	相談支援体制	行政の関与	協議会の運営・内容
第1段階	専門的相談窓口が明らかでない(どこに相談したらよいか分からない)	窓口対応だけとなっていて相談支援の重要性を理解していない	協議会が設置されていない
第2段階	相談支援事業が実施されているが窓口対応、電話対応のみとなっている	事業者や関係団体と意見交換をして実態の把握が少しずつでき始める	協議会は設置されているが形骸化している
第3段階	相談件数も増え始め個別支援会議が開催され始める	個別支援会議に出席し連携を始める	協議会が定期的に行われ情報共有が活発化し始めている
第4段階	個別支援会議が当たり前のように日常的に行われている、また積極的な訪問相談が行われている	個別事例に確実に関与し、協議会の事務局機能を持つ	情報共有が活発になり専門部会等の取り組みも具体化され、協働体制が整う
第5段階	相談窓口にアクセスできる利用者のみならず、きめ細やかに対応し全ての利用者の状態を把握している	施策の立案と推進機関として協議会の重要性・必要性を十分認識している	新たな社会資源が開発され、施策の提言ができれば始める

この指標を見る時に、留意すべき点は、3点あります。

第1は、指標は各地域で当該地域の実状を踏まえて自ら設定することです。この指標は全国共通指標として使用するものではなく、これを参考にしながら当該協議会の中でよく議論し、相互理解を経て、地域の実情に応じた具体的なチェックポイントが設定されるべきものと考えます。したがって、この自己診断により一喜一憂するものでもなく、次のステップを踏むための目標を設定する参考ツールと考える方が望ましいと言えます。

その際に重要なことは、「権利擁護システムの構築」、「障害福祉サービスの基盤整備」という2つの視点を持つことです。

例えば、当事者がまちづくりにどのように参画できているのか、その当事者性に着目した時、

- 相談支援事業と当事者団体の協力関係、信頼関係はどうなっているのか
- 行政は当事者の意見聴取の場を定期的に確保しているのか
- 自立支援協議会に当事者の参画をどう保障しているのか

といった点から協議することが重要ですし、権利擁護に着目した時は、

- 相談支援事業は利用者がエンパワメントできるような支援計画を作成しているのか
- 行政は成年後見制度の利用支援にどの程度関与できているのか
- 自立支援協議会は権利擁護システムを構築する手順を協議しているか

などが大切な協議事項です。さらに、福祉サービスに着目した場合、

- サービス管理責任者との協力関係はどのようになっているか
- サービス事業者が抱えている課題についても協議しているか
- 個別支援会議にサービス管理責任者は積極的に関与しているか
- サービス基盤の整備計画は地域自立支援協議会で調整が図られているか

なども大切な協議事項です。